

- ①自然災害伝承碑について
- ②ワンコイン浸水センサについて
- ③流域治水施策集について
- ④関東地方整備局流域治水推進室について
- ⑤広報映像、広報パンフレットについて
- ⑥流域治水関連法（特定都市河川の指定拡大）による流域治水の深化

「自然災害伝承碑」とは？

- ◆ 過去に発生した津波、洪水、火山災害、土砂災害等の自然災害に係る事柄（災害の様相や被害の状況など）が記載されている石碑やモニュメント。

※これまでは、概念的に記念碑（ある出来事や人の功績などを記念して建てられた碑やモニュメント）に含まれていました。

- ◆ これら自然災害伝承碑は、**当時の被災状況を伝える**と同時に、**当時の被災場所に建てられていることが多く**、それらを地図を通じて伝えることは、**地域住民による防災意識の向上に役立つもの**と期待されます。



自然災害伝承碑
(水害碑：広島県坂町)



※画像はイメージです。

(参考) 記念碑の例



(忠犬八公像：東京都渋谷区)

今後は、新たに制定した地図記号「自然災害伝承碑」を地図に掲載し、
かつて自然災害が発生した地域であることを示します。

取組目的

●災害教訓の伝承に関する地図・測量分野からの貢献として、過去の自然災害に関する石碑やモニュメントなどを地形図等に掲載することにより、過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指す。

＜過去の自然災害に関する石碑の事例＞－西日本豪雨被災地より－

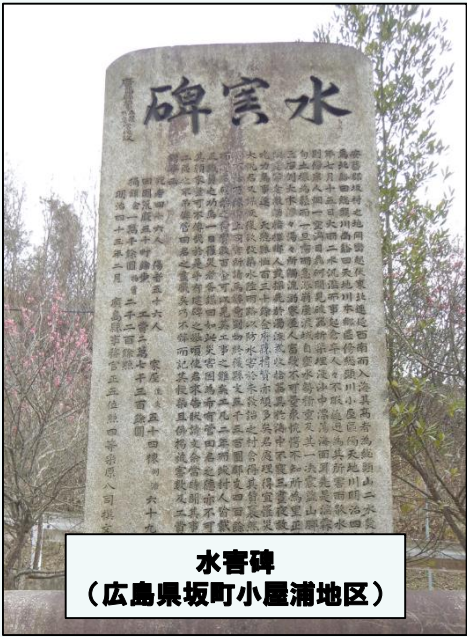
広島県坂町小屋浦地区の事例

- 広島県坂町小屋浦地区では、111年前(明治40年7月)に土砂災害があった旨の石碑が設置されている。
- 避難勧告を受けた避難率は、町全体の半分程度であった。



広島県坂町小屋浦地区で、行方不明者の捜索に当たる大阪府警広域緊急援助隊。

撮影：大阪府警察



水害碑
(広島県坂町小屋浦地区)

＜避難勧告が出されて2時間後までの避難率＞
坂町全体：3.9% 小屋浦地区：1.9%

岡山県倉敷市真備地区の事例

- 岡山県真備町でも、125年前(明治26年)の供養塔が源福寺に設置されていた。



岡山県倉敷市真備町、源福寺

撮影：中国地方整備局岡山河川事務所

125年前
供養塔の
高さまで浸水



供養塔(源福寺境内)
(岡山県倉敷市真備町)

撮影：中国地方整備局岡山河川事務所

○明治26年(1893年)に起きた水害で、真備町は200人以上が犠牲。

自治体・企業等からの新規参加者を公募 ～ワンコイン浸水センサ実証実験～

浸水の危険性がある地域にセンサを多数設置し、リアルタイムにその状況を把握する実証実験を実施しています。

このたび、令和5年度に継続実施する実証実験において、追加のモデル地区となる自治体及びモデル地区において、自らの施設等に浸水センサを設置、管理する企業・団体等を公募します。

○実証実験の目的

近年、大雨による浸水被害や河川の氾濫が頻発しており、面的に浸水の状況をいち早く把握し、迅速な災害対応を行うことが重要となっております。そのため、センサを用いてリアルタイムに浸水状況を把握する仕組みの構築に向けて、民間企業と国や自治体等の様々な関係者がセンサを設置し、センサの特性や情報共有の有効性等を実証するものです。

※これまでの実証実験概要等は以下WEBサイトに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

○公募内容

(1) 対象者

- ①モデル地区となる自治体
 - ②浸水センサを自ら設置し管理できる企業や一般社団法人等の団体
- ※詳細は、別添公募実施要領をご覧ください。

(2) 公募期間

- ①自治体 : 令和5年1月23日(月)～2月13日(月) 17時まで
- ②企業・団体等 : 令和5年1月23日(月)～3月10日(金) 17時まで

(3) 公募説明会の開催について

- 1) 開催日時 : 令和5年1月31日(火) 14:00～
- 2) 開催方法 : WEB会議 (Microsoft Teamsによるオンライン開催)
- 3) 参加申込 : 別添公募実施要領 5.に従い、メールで申し込みください。
(〆切 : 令和5年1月30日(月) 12:00まで)

※報道関係者等の傍聴も可能です。

【問合せ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川情報企画室
企画専門官 外山(内線 35392)、係長 中村(内線 35394)
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8446

令和5年度 ワンコイン浸水センサ実証実験

公募実施要領

**令和5年1月
国土交通省
水管理・国土保全局**

ワンコイン浸水センサ実証実験 公募実施要領

1. ワンコイン浸水センサ実証実験の目的

近年、大雨による浸水被害や河川の氾濫が頻発しており、面的に浸水の状況をいち早く把握し、迅速な災害対応を行うことが重要となっています。そのため、センサを用いてリアルタイムに浸水状況を把握する仕組みの構築に向けて、民間企業と国や自治体等の様々な関係者がセンサを設置し、センサの特性や情報共有の有効性等を検証するものです。

2. 公募の内容

2.1 募集対象・応募資格

①モデル地区となる自治体（市区町村）

- ・国土交通省が用意する浸水センサを自ら設置・管理することが可能であること。
- ・実証実験に参加するセンサ設置者に対して、設置場所等の相談・調整を受けること。
- ・浸水センサのデータ利用を行うこと前提に、浸水センサを自ら設置せず、モデル地区の提供者としての参加も可能とします。

②企業・団体等

- ・国土交通省が用意する浸水センサをモデル地区にある施設等に自ら設置・管理し、国土交通省や他の実証参加者に浸水データを共有することが可能な企業・一般社団法人等の団体（都道府県含む）。なお、共同体での参加も可能とします。
- ・自ら用意する浸水センサをモデル地区にある施設等に設置・管理し、国土交通省や他の実証参加者に浸水データを共有する企業・団体等としての参加も可能とします。
- ・設置に関して必要な調整は、参加者自らが実施し設置場所を決定すること。
- ・国で準備するセンサのメーカーが自ら設置者となることは不可とします。

2.2 利用センサ

本実証実験で使用する浸水センサは、国土交通省が用意するセンサを基本としますが、対象となる浸水センサは公募説明会（1月31日開催予定）にて説明します。

なお、データ共有を前提として、参加者自らが用意する独自の浸水センサも可能とします。

※令和4年度実証実験で設置した浸水センサの概要は、**参考資料1**を参照してください。

2.3 モデル地区

今年度の実証実験のモデル地区（愛知県岡崎市、兵庫県加古川市、兵庫県南あわじ市、徳島県美波町、佐賀県神崎市）に加え、公募で決定する追加のモデル地区が加わります。追加のモデル地区の決定は後日、国土交通省 WEB サイト（以下 URL 参照）にて発表いたします。

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

※既存の5自治体の設置検討エリアは、**参考資料2**を参照してください。

2.4 スケジュール

令和5年	1月23日（月）	公募開始
	2月13日（月）	公募締切：モデル地区となる自治体
	※2月中旬～下旬頃	新規モデル自治体の決定
	3月10日（金）	公募締切：企業・団体等
	※3月中旬～下旬頃	実証実験参加企業・団体の決定
令和5年4月～		浸水センサ調達・設置を開始予定

2.5 費用の負担

令和5年度の実証実験にかかる参加自治体・企業等と国土交通省の費用負担については、表1を予定しています。

表 1 費用負担

国土交通省	令和5年度 参加自治体・企業等
①浸水センサ ②中継装置 ③通信装置 ④通信費用（①,③に必要なLTE,Sigfox及び通信クラウド等） ⑤データ共有サーバ運営費	⑥浸水センサ、中継装置などを現地へ据え付ける費用（取付具などを含む） ⑦電気代などの管理に係る費用 ⑧参加企業等のWi-fi設備を利用する浸水センサの場合は、インターネット通信費用

※ただし、国土交通省が用意する浸水センサや中継装置等を用いず、独自の浸水センサで参加する場合は、⑤データ共有サーバ運営費以外の全てについて、参加者で負担をお願いします。

※予算の制約上、設置を計画いただいた数の一部のみの用意となる場合があります。

※令和6年度以降は、通信費、クラウド運用費等は参加自治体・企業等の支払いとなります。

3. 応募手続き

3.1 応募書類等

応募書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。また、文字の大きさについては12ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表2のとおりです。

表 2 応募書類

様式	応募様式名称
様式－1	ワンコイン浸水センサ実証実験 応募様式（自治体）
様式－2	センサ設置計画（自治体）
様式－3	モデル地区設置対象予定エリア（自治体）
様式－4	ワンコイン浸水センサ実証実験 応募様式（企業・団体等）
様式－5	設置概要（企業・団体等）
様式－6	センサ設置計画（企業・団体等）
参考資料※	浸水センサの概要がわかるパンフレット等

※参考資料は、独自センサを利用する場合に提出してください。

3.2 応募書類の提出

3.2.1 応募書類等の提出期限

- ①自治体 ：令和5年2月13日（月） 17：00
- ②企業・団体等：令和5年3月10日（金） 17：00

3.2.2 応募書類等の提出先

応募書類送付の際は、件名を「ワンコイン浸水センサ実証実験への応募」とし、下記アドレスに電子メールにて送付してください。

（E-Mail）hqt-immersion-sensor [at] gxb.mlit.go.jp （[at] は@に変換して下さい。）

※送付するメール（応募書類添付）の容量は10MB以下としてください。

※着信確認の電話を以下連絡先まで必ずお願いします。

国土交通省 水管理・国土保全局 河川情報企画室 中村

TEL：03－5253－8446（直通）

3.3 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

3.4 秘密の保持

応募書類は参加者の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。また、提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、実証実験の参加者となった応募者について、企業名等を国土交通省のウェブサイト等で公表するとともに、実証実験において設置した浸水センサの設置場所や実証実験状況等は、実証の進捗に合わせ、国土交通省のウェブサイト等で公表します。

また、応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

3.5 注意事項

応募書類の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とします。

応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。

3.6 応募書類の確認

提出された応募書類の内容について問合せを行う場合があります。

4. 結果の通知・公表

4.1 結果の通知

結果については、結果によらず電子メールにて応募者（共同体で参加の場合は、代表者）に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

4.2 結果の公表

実証実験の参加者となった応募者は、企業名等を国土交通省のウェブサイト等で公表します。

5. 実証実験の公募に関する説明会

本公募に関し、以下のとおり説明会を実施します。説明会への参加をご希望の方は、件名を「浸水センサ実証実験の公募説明会」とし、説明会の参加者を記載した**様式－7**を以下の宛先まで電子メールにてお送り下さい。

なお、説明会への参加がなくとも実証実験への応募は可能です。説明会は報道関係者等も参加可能としますので、参加希望者は同様に申し込みをお願いします。

- ・開催日時：令和5年1月31日（火） 14：00～
- ・開催方法：Teams によるオンライン開催（参加希望者へ URL を配布します）
- ・申込期限：令和5年1月30日（月） 12：00
- ・宛 先：国土交通省 ワンコインセンサ担当
(E-Mail) hqt-immersion-sensor [at] gxb.mlit.go.jp （[at] は@に変換して下さい。）

6. 問い合わせ先

本要領に関する問い合わせは、件名を「ワンコイン浸水センサ実証実験への問い合わせ」、本文に連絡先（企業名・担当者名・連絡先）を記載して、下記の電子メールにてお願いします。

国土交通省 ワンコインセンサ担当

(E-Mail) hqt-immersion-sensor [at] gxb.mlit.go.jp （[at] は@に変換して下さい。）

流域治水施策集をまとめました ～「流域治水」の実践に向けて、流域の関係者に共有・活用します～

近年、毎年のように全国各地で大雨による被害が生じていますが、これまで取り組んできた堤防整備や河道掘削、ダム建設・再生等の河川整備は着実に効果が発現してきており、流域の自治体等において設置された雨水貯留施設等により一定量の雨水が河川へ流入することを防いだ事例も報告されています。

国土交通省では、今後の気候変動による水災害リスクの更なる増大が予測されている中で、水害の激甚化・頻発化に対応するための「流域治水」の取組について、関係者の協働を促すための「流域治水施策集」を作成しました。

本施策集では、実施主体別の施策の目的・役割分担・支援制度・推進のポイント等が整理されており、「流域治水協議会」の事務局を通じて関係者へ共有し、各々の関係者による施策の具体化・実践に役立ていただきます。

〈流域治水施策集の特徴〉

- ① 施策の実施主体別の目的・役割分担等がわかるよう一覧で整理
- ② 流域治水の実践において参考となるよう、各施策の概要・推進上のポイント等を取りまとめ



流域治水施策の実施主体別の目的・役割分担等の一覧化(目次)

流域治水施策集 URL

: <https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet/jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html>

【問合せ先】

国土交通省水管理・国土保全局 治水課

課長補佐

萩原 健介 (内線: 35-542)

企画調整係長 永田 佳之 (内線: 35-543)

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8452、FAX 03-5253-1604

国土交通省 農林水産省

流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

ver1.0 水害対策編



流域治水の推進

～これからは流域のみんなで～

近年、平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風（台風第19号）など、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じています。

これらを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和2年7月に答申がとりまとめられました。

この答申を踏まえ、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進します。

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。



本施策集について

この施策集は、流域の関係者間で「流域治水」を実践する際に活用されるよう、各施策の目的・実施主体・支援制度・推進のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめたものであり、地域の特性等に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連携につながることを期待するものです。

初版では、「水害対策編」として、主に河川やそこに雨水が流入する集水域、河川からの氾濫等で被害が生じる氾濫域における主な対策についてまとめています。

今後、施策集については、内容の更新や充実等を継続的に図っていく予定です。

流域治水の役割分担が分かる目次

目次では、流域治水の全体像を俯瞰した上で、各施策の実施主体となる者が、目的に応じて、何を根拠として何に取り組むと良いかがわかるように、施策の目的・実施主体・根拠法令・法定計画等を一覧にしました。

あわせて、取組の実施の際に活用できる予算・税制についても記載しています。

この目次を活用して、各関係者において、施策の具体化や既に実施されている施策の点検・改善等に役立てることを想定しています。

流域治水施策集						
流域治水の役割分担						
目的・実施主体別の施策						
施策の目的						
実施主体						
施策の根拠となる法令、法定計画等						
予算・税制						
目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等（ ）内は適用	予算・税制	Page
1 洪水を防ぐ・減らす	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水池・輪中堤	河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7
	#2 ダム事前放流	ダム管理者	河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
	#3 排水施設・ポンプ(河川)	河川管理者	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.10
	#4 排水施設・ポンプ(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等	p.11
	#5 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	国・都道府県 農業水利施設管理者等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.12
	#6 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	施設管理者	-	-	-	p.13
	#7 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.14
	#8 雨水貯留浸透施設(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	大規模雨水処理施設整備事業等	p.15
	#9 雨水貯留浸透施設(民間施設)	民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.16
	#10 ため池の活用	市町村・都道府県 農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.17
2 被害を軽減する	#11 「田んぼダム」	農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の 発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.18
	#12 貯留機能保全区域	都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.20
	#13 浸水被害防止区域	都道府県	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.21
	#14 災害危険区域	市町村・都道府県	建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.22
	#15 住宅等の防災改修 (嵩上げ・ピロティ化等)	市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.23
	#16 住居の集団移転	市町村	防災のための集団移転促進事業に 係る国の財政上の特別措置等に 関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.24
	#17 住居の個別移転	市町村	-	-	かけ地近接等危険住宅移転事業	p.25
	#18 居住誘導区域、防災指針	市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等	p.26
	高台まちづくり	市町村	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.27
	#19 避難路・避難施設等の確保	市町村	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.29
3 被害の軽減・早期回復を図る	#20 浸水被害軽減地区(盛土構築物等)	水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.29
	#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	河川管理者 下水道管理者 市町村	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.30
	#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	市町村 施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.31
	#23 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	市町村 個人 気象庁 河川管理者	災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.32
	#24 経済影響の軽減等 (治水対策(耐水化・止水壁等))	市町村・都道府県 民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.33
#25 流域治水型災害復旧(遊水池・輪中堤)			河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	河川等災害復旧事業	p.34

各施策の概要・ポイント等を取りまとめ

それぞれの施策のページでは、目次で整理した目的・実施主体別の施策毎に、施策の内容・効果、予算・税制・技術的支援、推進上のポイントなどをまとめ、紹介しています。

各施策について、目次で整理している

- ・目的
- ・実施主体
- ・根拠法令・計画等

を記載し、位置付けや役割分担を明確化

施策の内容・効果を詳述するとともに、国による支援として、予算・税制に加え、ガイドラインや通知・運用等の技術的支援について記載

※ガイドライン・手引き等について、国が策定者となる場合は記載を省略している

これまでの施策の運用状況等を踏まえた施策推進のポイント、留意点等をまとめ

施策・制度に係る問合せ先を記載

流域治水施策集

実施主体
河川管理者

1 氾濫を防ぐ・減らす

洪水氾濫の防止

#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

目的
洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等
河川法
特定多目的ダム法
水資源機構法
河川整備計画
多目的ダムの建設に関する基本計画

支援
予算・税制
(直轄)
一般河川改修事業
直轄ダム建設事業 等
(補助・交付金)
事業間連携河川事業
大規模特定河川事業 等
広域河川改修事業
補助ダム建設事業
水資源機構事業 等
技術的支援
・河川管理施設等構造令
・河川砂防技術基準
・ダム・堰施設技術基準(案)
・工作物設置許可基準
・河川堤防設計指針

施策の内容

概要
比較的高頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、
・洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
・洪水を一時的に貯留し、河道への流量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。

河道掘削(鹿児島県内川水系羽月川)
立野ダムの整備(熊本県白川水系白川)

施策の効果(事例)
・梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。

引堤、河道掘削が行われず、洪水調節が行われなかった場合の水位 T.P.+8.13m
約25m引堤
水位を約2.7m低減させ、本川からの越水を防止

施策推進のポイント

・短時間強雨の発生増加や台風の大規模化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や堰堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
事業監理室 TEL 03-5253-8456

1

4

目的		施策	実施主体		根拠法令等	法定計画等（ ）内は運用	予算・税制	Page
1 氾濫を防ぐ・減らす	洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤	●河川管理者		河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業 等	p.7
		#2 ダム事前放流	●ダム管理者		河川法、個別の法令等 （電気事業法、土地改良法、水道法等）	ダム洪水調節機能協議会 （治水協定）	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
		#3 排水施設・ポンプ（河川）	●河川管理者		河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業 等	p.10
	内水の排除 （排水元の管理者の責任で 設置・管理することが原則）	#4 排水施設・ポンプ（下水道）	●下水道管理者		下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 等	p.11
		#5 用排水施設・ポンプ（農業水利施設）	●国・都道府県 ●農業水利施設管理者 等		土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業 等	p.12
		#6 排水施設・ポンプ（普通河川・水路）	●施設管理者		-	-	-	p.13
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 雨水貯留浸透施設（調整池・公共施設）	●市町村・都道府県		特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.14
	排水区域内の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設（下水道）	●下水道管理者		下水道法	下水道事業計画	大規模雨水処理施設整備事業 等	p.15
	市街地等の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設（民間施設）	●民間事業者・個人		下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業 等	p.16
	農地等の浸水の防止	#10 ため池の活用	●市町村・都道府県 ●農業者		土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業 等	p.17
	農地等の浸水の防止	#11「田んぼダム」	●農業者		土地改良法 農業の有する多面的機能の 発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金 等	p.18
貯留機能の保全（浸水の許容）	#12 貯留機能保全区域	●都道府県等		特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.20	
2 被害対象を減らす	新たな居住に対し、 立地を規制する 居住者の人命を守る	#13 浸水被害防止区域	●都道府県		特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.21
		#14 災害危険区域	●市町村・都道府県		建築基準法（規制内容は条例で規定）	-	-	p.22
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#15 住宅等の防災改修 （嵩上げ・ピロティ化等）	●市町村・都道府県		-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.23
	既存の住居に対し、 移転を促す	#16 住居の集団移転	●市町村		防災のための集団移転促進事業に 係る国の財政上の特別措置等に 関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.24
		#17 住居の個別移転	●市町村		-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p.25
	防災まちづくり	#18 居住誘導区域、防災指針	●市町村		都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集集中支援事業 等	p.26
		高台まちづくり	#19 避難路・避難施設等の確保	●市町村		都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置
	氾濫拡大の抑制	#20 浸水被害軽減地区（盛土構造物等）	●水防管理者		水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.29
3 被害の軽減・早期復旧等	避難の確保（平時）	#21 リスク空白域の解消 （浸水想定区域・ハザードマップ）	●河川管理者 ●下水道管理者 ●市町村		水防法	大規模氾濫減災協議会 （減災に係る取組方針）	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業 等	p.30
		#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・ 訓練	●市町村 ●施設管理者		水防法	大規模氾濫減災協議会 （減災に係る取組方針）	-	p.31
	避難の確保（災害時）	#23 迅速・円滑な避難 （避難のための情報発信）	●市町村 ●個人 ●気象庁 ●河川管理者		災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会 （減災に係る取組方針）	-	p.32
	経済影響の軽減等	#24 浸水対策（耐水化・止水壁等）	●市町村・都道府県 ●民間事業者		水防法	大規模氾濫減災協議会 （減災に係る取組方針）	下水道浸水被害軽減総合事業 等 固定資産税の特例措置	p.33
	災害復旧（洪水氾濫の防止）	#25 流域治水型災害復旧（遊水地・輪中堤）	●河川管理者		公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	（流域治水型災害復旧）	河川等災害復旧事業	p.34

令和4年12月27日
国土交通省関東地方整備局

『関東地方整備局流域治水推進室』を設置します

～関東管内における流域治水を推進するため、関係者との連携体制を強化します～

関東地方整備局では、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策である「流域治水」を推進しています。

今般、関東地方整備局内の河川部局とまちづくり部局間の連携を一層強化し、関東管内の関係者との連絡調整、その他流域治水の取組を強力かつ円滑に推進するため、『関東地方整備局流域治水推進室』を設置しますのでお知らせします。

関東地方整備局管内では、流域の関係者が協働して令和3年3月に13の流域治水プロジェクトを策定・公表するとともに、令和4年3月に内容を更新し充実化を図っています。

今後、これらのプロジェクトを推進していくためには、河川における対策だけではなく、まちづくり等と一体となって取り組むことが不可欠であり、整備局内の関係部局が一層連携し、河川事務所、地方公共団体、関係省庁等と調整を図っていく必要があります。

このため、整備局内の河川部局とまちづくり部局間の連携を一層強化し、関東管内の関係者との連絡調整、その他流域治水の取組を強力かつ円滑に推進するため、令和5年1月1日に『関東地方整備局流域治水推進室』を設置します。（別紙）

今後は、当該推進室が各流域の取組をより一層支援していきます。

○関東地整管内の13プロジェクトの概要

「関東地方整備局 流域治水プロジェクト」で検索いただきご確認ください。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ、 神奈川建設記者会、 茨城県政記者クラブ、 栃木県政記者クラブ、 刀水クラブ・テレビ記者会、 埼玉県政記者クラブ、 千葉県政記者会、 都庁記者クラブ、 神奈川県政記者クラブ、 山梨県政記者クラブ、 静岡県政記者クラブ、 長野県庁会見場、 長野市政記者クラブ、 長野市政記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 電話：048-601-3151（代表）

【流域治水、推進室全般】 河川部河川調査官 藤本 雄介 （内線：3513）

河川部河川計画課課長 後藤 祐也 （内線：3611）

【まちづくり施策全般】 建政部都市調整官 大関 弘之 （内線：6113）

建政部都市整備課課長 今 佐和子（内線：6161）

- 関東地方流域治水連絡会議との連絡・調整

- まちづくりについての情報を幅広く発信するため、公式ブログを開設しました！！（note）
- 自治体の職員の方はもちろん、広く一般の方にもまちづくりの良い事例や、流域治水として「まちとかわの関係」などの取組を知ってもらいたい！と思い、記事を掲載しています。
- 国営公園や下水道などなど、都市整備課が担当している事業の内容や事例紹介なども掲載予定です。

公式ブログページ

https://note.com/kanto_machinote/all



↓ここから見られます！



ホーム 記事 メンバーシップ マガジン スキ 月別



教えて流域治水！まちづくりはどう関わる？

こんにちは！都市整備課、改め流域治水推進室です！さて、前回、「まちとかわの関係を考える連載、はじめます」と...

まちづくりnote ... 35秒前



まちとかわの関係を考える連載、はじめます

こんにちは、都市整備課です。本日プレスリリースがあり、R5年1月から関東地方整備局に「流域治水推進室」という組...

まちづくりnote ... 2週間前



スケボーパークは大雨時の緑の下の力持ち！？

みなさんこんにちは。都市整備課です。めっきり寒くなってきましたね。おでんが恋しい季節です。さて、今回は、茨城県...

まちづくりnote ... 3週間前



関東地整まちづくりnoteははじめました

はじめまして。国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課です。関東地方整備局って？国土交通省の地...

まちづくりnote ... スキ 3週間前



情報提供(広報映像、広報パンフレット)について

○烏・神流川流域住民の流域治水への理解促進を図ることを目的として、流域治水に係る広報映像等を制作し、高崎河川国道事務所公式YouTubeチャンネルに公開(令和4年4月28日)

○協議会構成員に広報映像DVD、パンフレットを配布し、パンフレットについては、各機関の広報スペースに配置を依頼

烏川・神流川流域治水プロジェクト公開



全編約14分、短縮版約6分を格納

烏川・神流川流域治水プロジェクト パンフレット



構成員の取組を紹介

【烏川・神流川流域治水広報映像およびパンフレット掲載箇所】

<https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/takasaki00786.html>

対策区分	河川	実施主体	工程					
			R5	R6	R7	R8	R9～	
特定都市河川 の指定 ・ 流域水害対策 計画の策定	A川	国、A県 関係20市町	合意形成 ▶ 指定	計画検討 ▶ 計画策定	浸水被害対策の実施			
	B川	A県 関係12市町村		合意形成 ▶ 指定	計画検討 ▶ 計画策定	浸水被害対策の実施		
	C川	B県 関係5市町村			合意形成 ▶ 指定	計画検討 ▶ 計画策定	浸水被害 対策の実施	